**「６０（ロクマル）プラス」優良実践校表彰 実施細目**

第1　総則

　　この実施細目は、「６０（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業優良実践校表彰実施要綱（以下「要綱」という）第11に基づき、表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　被表彰候補校の推薦（要綱第５関係）

１　県立学校については、保健体育課が「６０（ロクマル）プラス」優良実践校表彰の被表彰候補校推薦書（様式１―１）に、資料を添付し、推薦するものとする。

２　市町村立学校・義務教育学校については、被表彰候補校から提出された推薦書（様式１-２）及び資料をもとに、所管する市町村教育委員会が「６０（ロクマル）プラス」優良実践校表彰の被表彰候補校推薦書（様式２）に資料を添付し、推薦するものとする。

３　私立小・中・高等学校については、学事振興課が「６０（ロクマル）プラス」優良実践校表彰の被表彰候補校推薦書（様式１－３）に、資料を添付し、推薦するものとする。

４　添付する資料

　　⑴　実践報告書

　　⑵　学校における「６０（ロクマル）プラスプロジェクト」に係る実践の位置づけがわかる年間計画等

　　⑶　実践の内容がわかるもの（実践の要項等、発表資料、新聞記事、コンクール等の表彰状の写し等）

第３　審査会（要綱第７関係）

１　審査会の構成は次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 委員長　　保健体育課総括課長  委員　　　学事振興課総括課長  学校教育室義務教育課長  　　　　　学校教育室高校教育課長  　　　　　学校教育室特別支援教育課長  　　　　　保健体育課担当課長 |

２　審査会の運営は、次のとおりとする。

⑴　委員長は、審査会を主催する。

⑵　委員長は、必要に応じ、審査会に出席する委員を調整することができる。

第４　被表彰校の公表（要綱第８関係）

　１　被表彰校は、「６０（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業実践交流会の席上で表彰する。

２　被表彰状の授与にあわせて、県ホームページ等に表彰校の学校名、実践及び表彰理由等を掲載する。

第５　被表彰校の決定（要綱第８関係）

　　被表彰校は、県内の小・中・義務教育学校から12校程度、高等学校及び特別支援学校から２校程度とする。